

一宮監公表第1号

2024（令和6）年5月28日

一宮市監査委員	長谷川	伸	二
一宮市監査委員	丹	羽	達
一宮市監査委員	八	木	丈之
一宮市監査委員	松	井	哲朗

環境部の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、環境部の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

環境部の定期監査及び行政監査結果報告

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項による定期監査並びに同条第 2 項による行政監査として、環境部の監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第 1 監査の概要

1 監査の対象

環境部（環境政策課、環境保全課、廃棄物対策課、収集業務課、施設管理課、霊園管理事務所）の財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般（監査の範囲は、主に 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 2 月 29 日まで。ただし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。）

2 監査の主な着眼点

監査の対象に係るリスクを識別し、その内容及び程度を検討したうえで、監査の対象事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、またそれらを確保するために内部統制が適切に整備され、有効に機能しているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

（1）共通項目

- ア 予算の執行に関する事務は適切か。
- イ 収入に関する事務は適切か。
- ウ 支出に関する事務は適切か。
- エ 契約に関する事務は適切か。
- オ 財産管理に関する事務は適切か。
- カ 現金等の出納保管に関する事務は適切か。
- キ 行政運営の各事務は適切か。

（2）重点項目

内部統制の整備及び運用の状況について

3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

なお、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、施設管理課については、丹羽達監査委員を一部除斥して実施した。

(1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

環境部長、次長、担当課長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による 事前調査	監査事務局	2024年3月28日 ～同年5月15日
監査事務局による 実地調査	収集業務課	2024年4月4日
	環境政策課、霊園管理事務所	2024年4月8日
	施設管理課	2024年4月9日
	廃棄物対策課	2024年4月11日
	環境保全課	2024年4月12日
監査委員による 本監査	環境センター	2024年5月22日、 同月23日

第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められたものの、以下に述べるとおり一部で留意し改善する必要がある事項（留意事項）が認められたので、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[留 意 事 項]

◎ 環境政策課

(1) 契約の締結に係る事務について

一宮市公共施設電気需給契約において、契約期間を 2023 年 7 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までとする契約を締結しているが、自動更新条項を設けていた。

地方自治法第 232 条の 3 で、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないと規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、自動更新条項を設けることはできないものとされている。

法令に基づき、適正な方法により事務処理をされたい。

◎ 環境保全課

特になし。

◎ 廃棄物対策課

(1) 歳入の調定に係る事務について

循環型社会形成推進交付金及び産業廃棄物適正処理推進事業費補助金について、一宮市会計に関する規則（以下「規則」という。）第 3 条第 2 項で、国県支出金の歳入の調定については交付決定通知のあったときに行わなければならないと規定されているが、交付決定通知があったにもかかわらず、調定していなかった。

歳入の調定にあたっては規則を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

(2) 収入に係る事務について

一宮市会計に関する規則（以下「規則」という。）第 45 条で、出納員は、出納簿を備え、常に出納の状況を明らかにしておかなければならないと規定されているが、窓口にて現金で徴収する収納金及びつり銭について、出納簿が備えられていなかった。

所管課の説明によると、窓口で現金を取り扱う際は必ず複数人で対応しているとのことであるが、現金の流れを可視化して確認する出納簿を備えていないことで、不正や事故につながるおそれがある。

規則にのっとり、速やかに出納簿を作成し、収納金及びつり銭の管理体制を整えられたい。

(3) 契約書の作成に係る事務について

浄化槽処理水水質検査業務契約において、契約書で、契約の相手方は仕様書に従い業務を遂行する旨が記載されているが、所管課が保有する契約書について、仕様書と併せて保管されているものの、製本等や契印がされておらず、一体のものとして合意されたことが確認できない状態となっていた。

所管課の説明によると、契約の相手方が保有する契約書及び仕様書についても、製本等や契印がされていないとのことであった。

業務内容の詳細については仕様書に記載されており、業務が適切に履行されないおそれがあるため、契約書の必要書類は漏れなく製本等や契印がされているか確認する体制を整えられたい。

(4) 浄化槽台帳の整備に係る事務について

浄化槽法第49条第1項で、保健所を設置する市の長は市の区域に存する浄化槽ごとに浄化槽台帳を作成する旨が規定されており、環境省関係浄化槽法施行規則第57条の2第1項第3号及び第4号で、浄化槽台帳には保守点検や清掃の実施状況に関する事項を記載する旨が規定されている。

関係法令等に基づき浄化槽台帳を作成するため、一宮市浄化槽指導要領（以下「要領」という。）第9条第1項及び第2項で、浄化槽保守点検業者は浄化槽保守点検記録調査票（以下「保守点検記録調査票」という。）を、浄化槽清掃業者は浄化槽清掃記録（以下「清掃記録」という。）を、毎月末日までに市長に提出しなければならない旨が規定されているが、浄化槽台帳の整備に係る事務について適切に行われていないものが以下のとおり検出された。

浄化槽台帳の正確性に疑義が生じる状態であるので、浄化槽台帳を適正に整備し、浄化槽を適切に維持管理するために、管理体制を見直し、適正な事務執行に努められたい。

ア 保守点検記録調査票の提出状況について調査したところ、提出されていないものがあった。

所管課の説明によると、保守点検実績のない月については、浄化槽保守点検業者に保守点検記録調査票の提出を求めない運用としているため、

提出漏れなのか、実績がないのか、把握できていないとのことであった。

保守点検の実施状況を適切に把握するため、要領で規定された提出物は漏れなく提出するよう浄化槽保守点検業者を指導するとともに、提出がないものについて実施状況を把握する仕組みを構築し、管理体制を整えられたい。

イ 提出された保守点検記録調査票及び清掃記録について、担当者が確認し浄化槽台帳へ記載しているが、提出物について上席者の確認を受けていなかった。要領に基づき提出された提出物は、権限を持つ者による確認を徹底されたい。

◎ 収集業務課

特になし。

◎ 施設管理課

特になし。

◎ 霊園管理事務所

(1) 契約書の作成及び履行確認に係る事務について

一宮市尾西斎場空調設備保守点検業務委託契約における保守点検の回数について、契約金額の内訳は、見積書上、吸収式冷温水発生機は年1回、電気ヒートポンプエアコン室内機は年2回となっているが、仕様書では、それぞれ年2回と規定されていた。また、保守点検作業報告書を確認したところ、吸収式冷温水発生機は年1回、電気ヒートポンプエアコン室内機は年3回点検した旨の報告がされていた。

所管課の説明によると、吸収式冷温水発生機について、通常年2回の点検が必要となるが、2022年度末に当該発生機を更新しており、その保証に2023年度の初回点検が含まれていることを把握していなかったため、例年どおり年2回の点検が必要である旨を仕様書に誤って記載したとのことであった。なお、契約金額については、契約の相手方が初回は保証による点検があることを把握しており、実際に必要な点検回数で見積書を作成し、実施した点検も1回のみであったため影響はなかった。電気ヒートポンプ

エアコン室内機については、契約の相手方は、実際に実施した点検は年 2 回であるにもかかわらず、保守点検作業報告書において誤って 3 回点検した旨を報告したとのことであった。

業務が適切に履行されないおそれがあるため、契約締結時及び保守点検作業報告書の受領時には、内容に過不足がないかの確認を徹底するとともに、チェック体制を整えられたい。

以上